

岩手県告示第5号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和元年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	住 所		変更しようとする 年月日	変更の理由
	変更前	変更後		
社会福祉法人愛護会	奥州市水沢区台町6番31号	奥州市水沢真城字垣ノ内6番地14	平成31年4月1日	事務所の移転のため